

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)

新型コロナウイルス感染症による影響などを踏まえ、子育て世帯の生活を支援するために一時金(支給対象児童1人につき5万円)を支給します。

第1回目(12月28日支給予定)の対象者は、令和3年9月分の児童手当受給対象者および令和3年11月22日までに出生届を提出し、児童手当の認定請求(額改定を含む)の手続きが完了している方です。(該当する方には12月3日付けで案内通知を送付しました)

第2回目以降の支給対象となる高校生などの保護者や公務員の方は、申請が必要となります。詳しくは町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/tokubetsukyufu.html>)をご覧ください。

■問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1124)

仕事があつて病気の子どもを看病できないなど…お困りの保護者の方へ

病児・病後児保育が利用できます



病児・病後児保育施設「あぐい病児の森」では、就労などにより病氣中または病氣の回復期の子どもを家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりしています。

利用する場合は、事前登録が必要です。次の「利用までの流れ」をご覧ください。

■利用日時 月曜日、水曜日、木曜日、金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後6時30分

■実施施設 あぐい病児の森(あぐい小児科クリニック敷地内)

■対象児童 1歳から小学3年生までの児童

※ かかりつけ医などを受診し、医師が病児・病後児保育事業の利用を認めた場合に限りです。

■定員 1日につき6人

■利用期間 1回につき連続して7日まで

■利用料金 ▽ 町内在住児童 1回1人当たり 3,000円

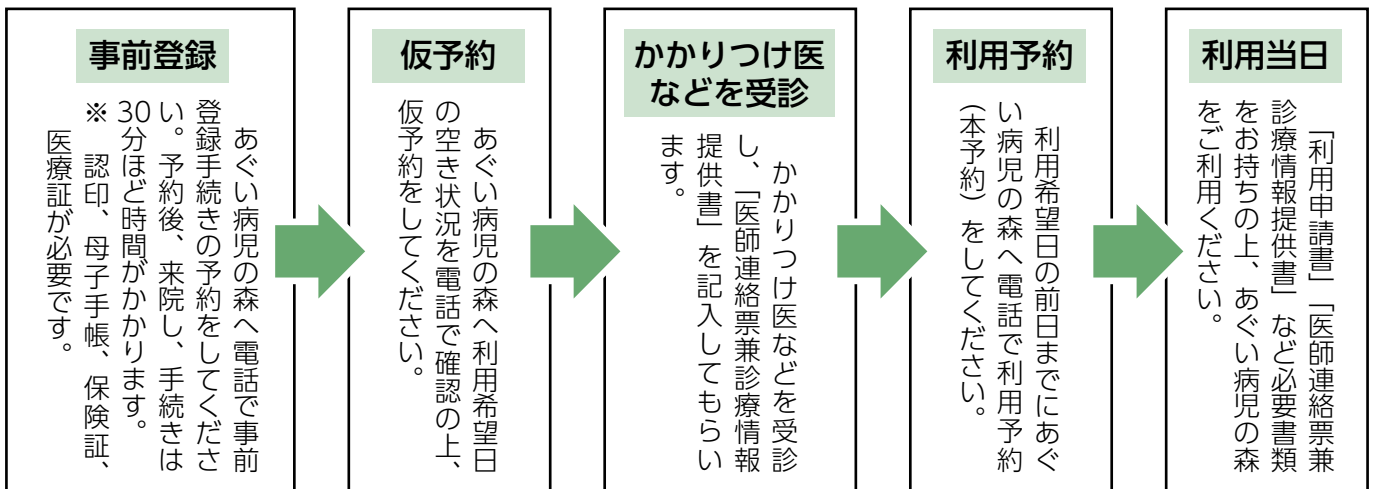
▽ 町外在住児童 1回1人当たり 4,000円

※ 別途実施施設が徴収する費用があります。

■その他 入院加療の必要がある場合や感染症の強い疾患など、受け入れをお断りする場合があります。



～ 利用までの流れ ～



※ 各種様式は、阿久比町もしくはあぐい病児の森のホームページに掲載しています。

■問い合わせ先 ▽ 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)

▽ あぐい病児の森 ☎080(6953)6315



▲阿久比町



▲あぐい病児の森

